

# 医療法人勝又介護老人保健施設あじさいの郷 指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人勝又が開設する介護老人保健施設あじさいの郷（以下「当施設」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態、以下「要介護状態等」という）にある者の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
  - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

## (施設の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設あじさいの郷
- 2 所在地 神奈川県足柄上郡開成町金井島1966

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（医師と兼務）

管理者は、当施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、また医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーションサービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 当施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から1月3日は休業）
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時00分まで

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。但し地域外は応相談で実施。地域外は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象。

- ・山北町（地域外：皆瀬川、神縄、玄倉、神尾田、中川、世附、湯触、川西、山市場、谷ヶ、都夫良野）
- ・松田町
- ・大井町（地域外：赤田、高尾、柳、篠窪）
- ・開成町
- ・南足柄市（地域外：矢倉沢）
- ・小田原市一部のエリア 曾比、栢山、小台、新屋、柳新田、堀之内、鬼柳、飯田岡

（利用料その他の費用の額）

第7条 この事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 第6条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業の実施地域を越える時点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。
  - （1） 実施地域を越える時点から、片道10km未満300円（消費税は別途）
  - （2） 実施地域を越える時点から、片道10km以上600円（消費税は別途）
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(業務継続計画の策定等)

第8条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止のための措置)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに医師への連絡を行い、指示を求める。

(衛生管理)

第11条 当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故処理)

第12条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(記録の整備)

第13条 事業所は（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) (介護予防) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する留意事項)

第14条 当施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人勝又と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 当施設は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、2025年 4月 1日より施行する。

2025年 6月25日改定